

北広行管第479号  
平成30年 3月 8日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 山下 竜一 様

北広島市長 上野 正三



個人情報保護に配慮した市の施設等に設置する防犯カメラの取り扱いについて（諮問）

このことについて、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項

個人情報保護に配慮した市の施設等に設置する防犯カメラの取り扱いについて

(1) 市の施設等に設置する防犯カメラの運用等の遵守事項について

##### 2 諮問理由

近年、防犯カメラにより撮影、記録された画像に個人が認識できる画像が含まれている可能性から、事件捜査のために防犯カメラの記録画像が活用されるケースが増加する一方で、防犯カメラの必要性は認めながらも、個人情報保護やプライバシーの保護に関する懸念があります。

このことから、防犯カメラに撮影された個人の画像などの個人情報の漏えいや個人の権利利害侵害の防止など、適正な個人情報の保護を図るため、市の施設等に設置する防犯カメラの設置や運用等について統一的な遵守事項を定めることとし、貴審議会の意見を求めます。

(北広島市総務部行政管理課)